

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				
工期	契約日の翌日から200日間				
事業課(所)名	北部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

工事公園数			箇所	6	
山砂舗装	m2	1,405	遊具組立設置工	基	9
柵工	m	12	公園施設撤去工	基	8

施工理由

本工事は、公園施設長寿命化計画に基づき、劣化状態が著しい遊具の更新を行い、公園施設の長寿命化を図るほか、公園に2連低鉄棒を新設するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年3月	
歩掛適用年月	2026年3月	
基準適用年月	2026年3月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.1
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（工事(1)）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
園路広場整備工	作業土工	残土等処分	土質:礫質土		m3	5,000	処分費	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	すべり台			基	665,000	材工共	防音シート含む
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	2連低鉄棒			基	147,000	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	スイング遊具A			基	176,800	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	スイング遊具B			基	328,100	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	4連ブランコ			基	1,191,000	材工共	安全柵含む
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	複合遊具			基	7,025,000	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	2連ブランコ			基	1,406,000	材工共	安全柵含む
管理施設整備工	柵工	フェンス	フェンスの種類:ボール遊び対応ネットフェンス、フェンスの規格:張高1800mm		m	48,380	材工共	基礎含む

見積参考資料（工事(2)）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
園路広場整備工	作業土工	残土等処分	土質:礫質土		m3	5,000	処分費	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	2連低鉄棒 一条町公園			基	147,000	材工共	
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	根株処分			t	18,000	処分費	

設計内訳書（工事(1)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
敷地造成工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	90				(概)
園路広場整備工		式	1				
土系舗装工		式	1				
山砂舗装		m2	1,380				(概)
園路縁石工		式	1				
縁石据直し 烏帽子公園		m	164				(概)
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	180				(概)
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:礫質土	m3	120				(概)
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	140				(概) 掘削分含む

設計内訳書（工事(1)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分	土質：礫質土	m3	140				掘削分含む
遊戯施設整備工		式	1				
遊具組立設置工		式	1				
すべり台		基	2				防音シート含む
2連低鉄棒		基	1				
スイング遊具A		基	1				
スイング遊具B		基	1				
4連ブランコ		基	1				安全柵含む
複合遊具		基	1				
2連ブランコ		基	1				安全柵含む
管理施設整備工		式	1				
柵工		式	1				
フェンス	フェンスの種類：ボール遊び対応ネットフェンス、フェンスの規格：張高1800mm	m	12				基礎含む

設計内訳書（工事(1)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	10				(概)
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	1				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	10				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	10				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	1				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	1				
現場発生品運搬	発生材種類:遊具鋼材部	t	1.15				(概)
スクラップ	へび [°] -H2	t	-1.15				
木くず積込運搬	角材	t	0.02				(概)
建設発生木材処分	角材	t	0.02				

設計内訳書（工事(1)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
公園施設等撤去・移設工		式	1				
公園施設撤去工		式	1				
公園施設撤去(すべり台)	公園施設の種類:すべり台,公園施設の規格:H=2.5m	基	2				(概) 鋼材部のみ
公園施設撤去(2連低鉄棒)	公園施設の種類:2連低鉄棒,公園施設の規格:W=3.60m,H=1.30m	基	1				(概) 本体部のみ
公園施設撤去(4連ブランコ)	公園施設の種類:4連ブランコ,公園施設の規格:W=7.35m,H=2.50m	基	1				(概) 本体部のみ,安全 柵含む
公園施設撤去(岩の山)	公園施設の種類:岩の山,公園施設の規格:W=3.30m,H=1.90m	基	1				(概) 鋼材部のみ
公園施設撤去(スプリング遊具)	公園施設の種類:スプリング遊具,公園施設の規格:W=0.50m,H=0.50m	基	1				(概) 本体部のみ
公園施設撤去(2連ブランコ)	公園施設の種類:2連ブランコ,公園施設の規格:W=6.00m,H=2.35m	基	1				(概) 本体部のみ,安全 柵含む
公園施設撤去(フェンス)	公園施設の種類:フェンス,公園施設の規格:W=12.0m,H=1.80m	基	1				(概) 本体部のみ
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	22				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（工事(1)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の39.1%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（工事(2)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
園路広場整備工		式	1				
土系舗装工		式	1				
山砂舗装		m2	25				(概)
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	10				(概)
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂,土質:礫質土	m3	2				(概)
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	3				(概)
残土等処分	土質:礫質土	m3	3				
遊戯施設整備工		式	1				
遊具組立設置工		式	1				
2連低鉄棒 一条町公園		基	1				
公園施設等撤去・移設工		式	1				

設計内訳書（工事(2)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木伐採・抜根工		式	1				
根株撤去 C	C=75cm以上112cm未満	本	1				(概) 床掘, 園内運搬, 積込, 根切, 山砂含む
運搬処理工		式	1				
根株運搬		t	1				(概)
根株処分		t	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	2				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区別の概略発注工 を除く直工の59.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				

設計内訳書（工事(2)）

工事名	公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園遊具更新工事（北部土木みどり事務所管内）

工事場所 京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第5条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事期間中は、工事標示板、協力依頼板、バリケード等の安全施設を設置し、小さな子どもが常時遊んでいるという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全を確保すること。
- 2 掘削、積込、搬出及び搬入の際に乱された公園内の部分は、良質の山砂等をもって良好な状態に復すること。また、搬出入に当たり道路が汚れるおそれのある時は、路面の清掃については受注者の責任で対処すること。
- 3 施工の際には、既存の公園施設や樹木に損傷を与えることのないよう十分注意すること。なお、支障となる樹木の剪定等現状を変更する行為が必要な場合は、予め本市監督職員と協議し、承諾を得ること。
- 4 本工事では、工事現場が住宅地内に立地していることから、工事に伴う騒音、振動及び粉塵の低減対策等、周辺住民や学童等に対する安全対策及び環境への配慮に努めること。また、周辺道路に工事用車両が待機、駐車することがあってはならない。工事関係者の車両についても同様とする。
- 5 地下埋設物件等の事故防止について、以下を留意すること。
 - (1) 工事の施工に当たって予想される地下埋設物件や架空線等の物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。
 - (2) 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
 - (3) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果死管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

第2条（施工時間）

施工は全公園共に昼間とする。ただし、関係機関等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（工程）

本工事において遊具の納品に時間がかかることを踏まえ、遊具発注については契約後早急にできるよう努めること。

第4条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
工事箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
 （「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
遊具組立設置工	すべり台	すべり台
〃	2連低鉄棒	2連低鉄棒
〃	スイング遊具 A	スイング遊具 A
〃	スイング遊具 B	スイング遊具 B
〃	4連ブランコ	4連ブランコ、安全柵
〃	複合遊具	複合遊具
〃	2連ブランコ	2連ブランコ、安全柵
柵工	フェンス	フェンス

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	確 認 項 目
遊具組立設置工	不可視部分の作業工種（基礎工）

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
遊具組立設置工、柵工	施設設置位置の確認、設置後の確認
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする。（ただし、立会確認書は必要としない）
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
地下埋設物	工事によって公園内の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。調査の結果、必要とあれば試掘又は各種探知機による確認を行うこと。

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
遊戯施設整備工 管理施設整備工	生コン（18-8-40BB） 生コン（18-8-25BB）	塩化物総量規制	1回	品質証明書でも可
〃	〃	スランプ試験	荷下し時、1回	〃
〃	〃	コンクリートの 圧縮強度試験	〃	〃
〃	〃	空気量測定	〃	〃

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設発生土の利用）

本工事に使用する盛土・埋戻材については、本工事の掘削土を流用する。

第2条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 L = 32.7km
コンクリート塊 （鉄筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番他5筆	設計運搬距離 L = 34.9km
建設発生木材 （角材）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京田辺市甘南備台2丁目2番	設計運搬距離 L = 32.1km
建設発生木材 （根株）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L = 22.3km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 木野山下建設株式会社 京都市左京区岩倉幡枝町 2051 番地	設計運搬距離 L = 4.6km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH2)	京都市南区上鳥羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 10.2km

第3条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

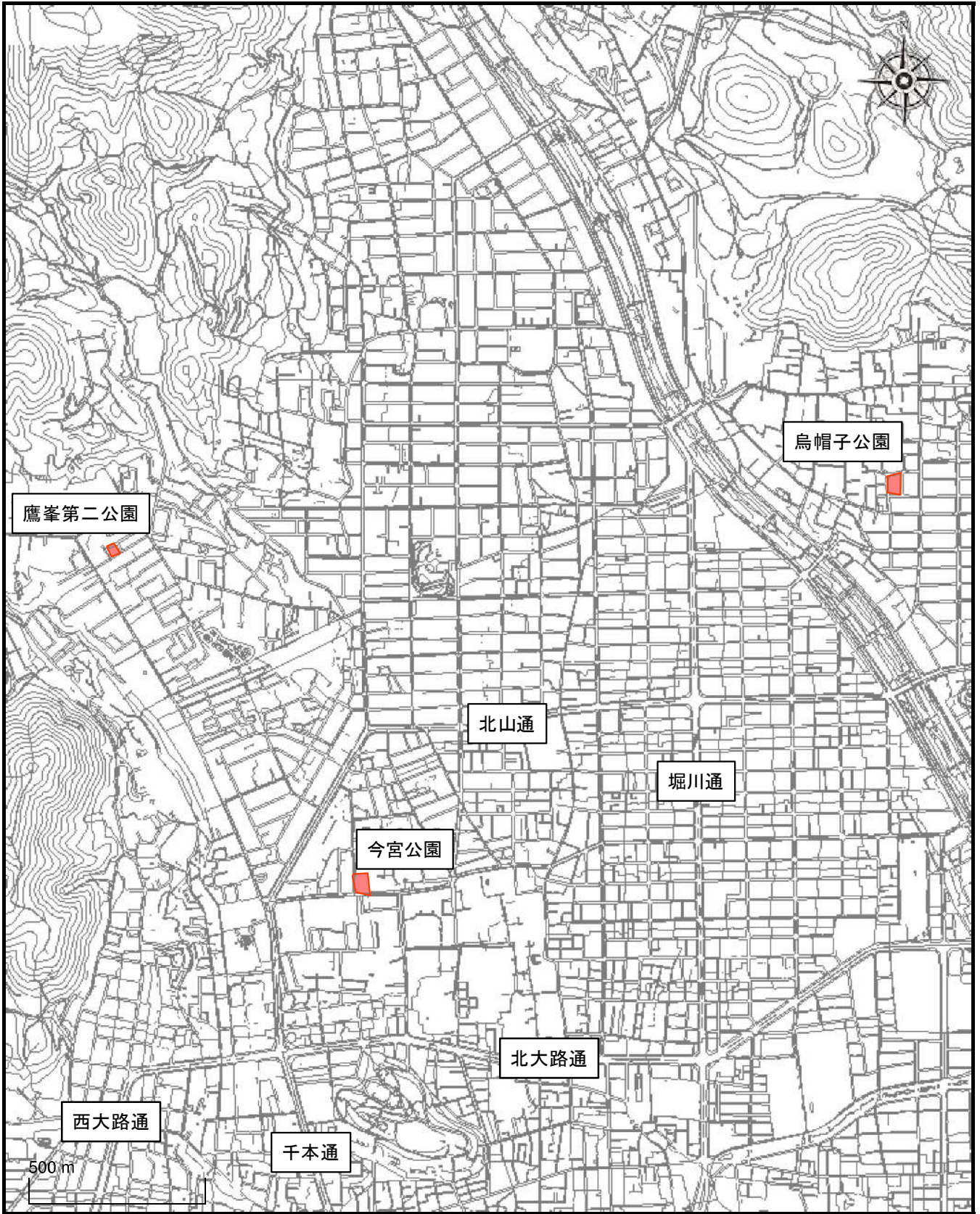
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（その他）

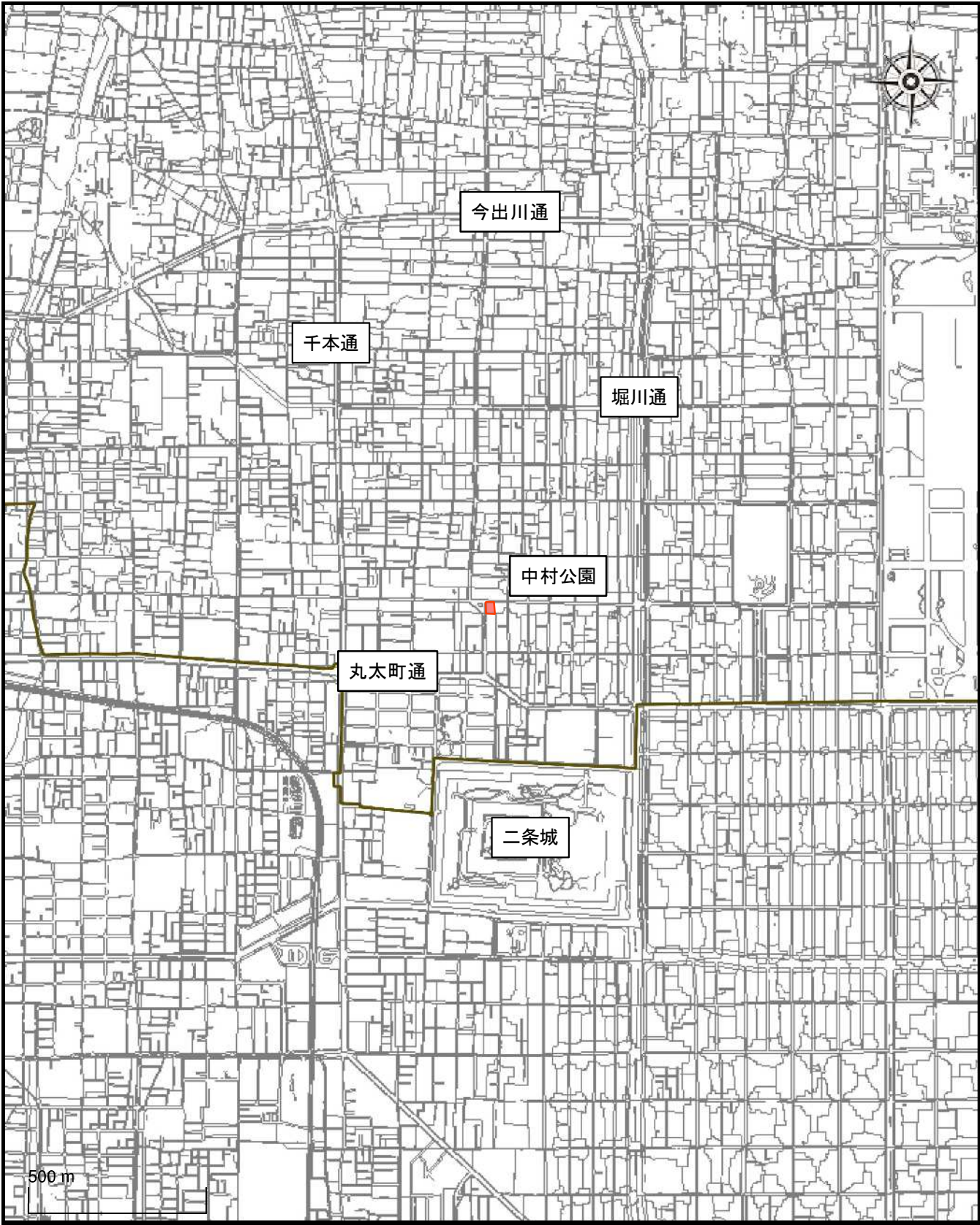
- 1 受注者は、着工前又は工事中に工事ビラ「工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- 2 工事期間中においては、停工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- 3 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- 4 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむを得ず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 5 大型連休、年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
- 6 地域住民及び関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 7 すべり台において、すべり面が高温になることを子供に注意喚起する貼付シールを設置すること。なお、記載内容はひらがなで記載すること。

(以上)

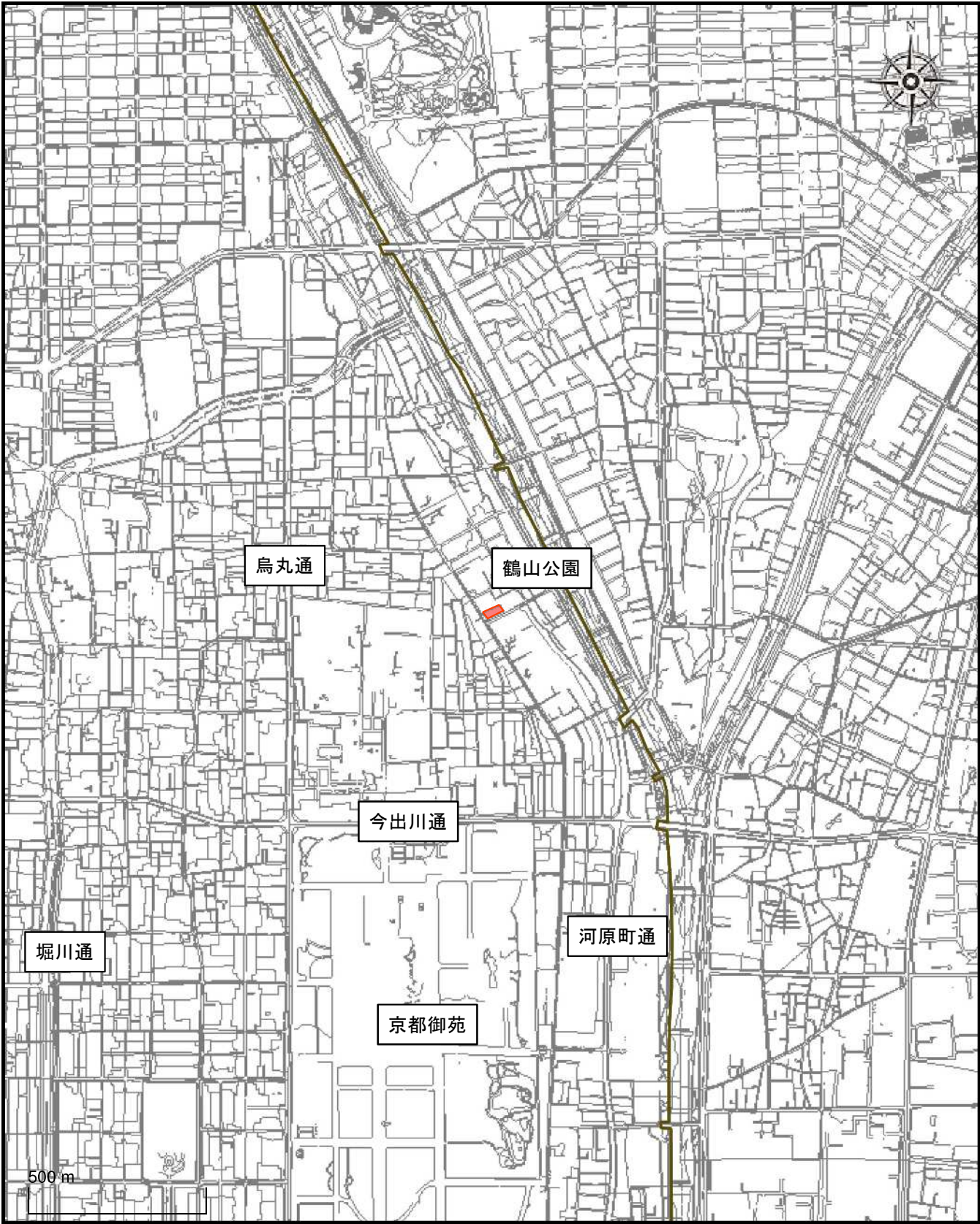
箇所図(1) (工事(1))



箇所図(2) (工事(1))



箇所図(3) (工事(1))



箇所図(4) (工事(2))

